

東近江市議会議員及び東近江市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市議会議員及び東近江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市議会議員及び東近江市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例

東近江市議会議員及び東近江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 1 7 年東近江市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「東近江市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第 6 条中「（東近江市長の選挙の場合に限る。）」を削る。

第 8 条中「1 万 6 , 0 0 0 枚以内」を「法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のもの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。

（適用）

2 改正後の東近江市議会議員及び東近江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定については、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

提案理由

公職選挙法の一部改正に伴い、本市条例についても一部を改正したく、本議案を提出するものである。